

令和3年8月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和3年8月10日（火） 午前9時30分

開 催 場 所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、岡牧生、林田篤、本田博士、山内秀一、森田義美、
吉田二郎、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、榮恵、松永雄治、佐藤美代子、
福永哲夫、齊藤進

農業委員欠席者：森下文夫

事務局出席者：藤本賢二、河原まり、永山栞

1. 開 会：藤本事務局長

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、友田廣委員、岩永俊夫委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 10 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 11 号 農地法第3条の届出について
- (3) 報告第 12 号 農地法第4条の届出について
- (4) 議案第 11 号 農地法第5条の許可申請について
- (5) 議案第 12 号 農用地利用集積計画承認申請について
- (6) 議案第 13 号 令和3年度秋の農作業基準賃金の設定について
- (7) その他

5. 閉 会

○報告第10号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

(議長) 報告第10号の農地法第18条第6項による通知が2件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは資料に沿ってご説明をいたします。資料は1ページからになります。申請番号の順にご説明いたします。申請番号1番。所在が下仲間地区。農振農用地内の田が3筆で合計面積は1,208㎡。貸付人と借受人は記載のとおりです。解約事由は転用による合意解約となっております。解約の申入日が令和3年7月20日。成立日、引渡日、通知日については、令和3年7月21日となっております。続きまして、申請番号2番になります。所在が北甘木。農振地域外の田3筆。合計の面積は2,045㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。解約事由については、転用のための合意解約となっております。解約の申入日、成立日は令和3年5月24日。引渡日は令和3年6月1日。通知日は令和3年5月24日となっております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました2件は、転用による合意解約です。報告のみで終わらせていただきます。

○報告第11号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第11号農地法第3条の規定による届出が1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は2ページになります。第3条1件の報告についてご説明いたします。申請番号1番になります。所在が井寺地区です。地目については田が4筆と畑が2筆の合計6筆となっております。合計面積が4,137㎡です。所有者と届出人は記載のとおりとなっております。申請の事由については、相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。事務局からは以上でございます。

(議長) はい。ただいま事務局より報告がありました1件は、相続による所有権移転の報告とさせていただきます。

○報告第12号 農地法第4条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第12号農地法第4条の規定による届出が1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は3ページになります。4条の報告1件について、ご報告いたします。申請番号1番になります。所在が上島。農振地域外の田が2筆で合計面積は合計700㎡となっております。申請人については記載のとおりです。

(事務局長) 申請事由は商業サービス業等の店舗の建設による転用となっております。市街化区域内による転用の届出となっております。4ページに届出の位置図を載せております。事務局からは以上でございます。

(議長) はい。ただいま事務局より報告がありました案件は、市街化区域内の転用の報告とさせていただきます。

○議案第11号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第11号農地法第5条の規定による許可申請が4件ございます。事務局の説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料は5ページからになります。第5条の許可申請について申請番号順にご説明をいたします。まず、申請番号1番です。所有権移転の案件です。所在は上仲間。農振地域外の田が1筆。面積については358㎡となっております。譲渡人と譲受人については、記載のとおりです。申請事由は個人住宅で木造平屋建ての建設に伴う転用申請となっております。資料8ページに申請位置図を添付しております。資料9ページをお開きください。配置図と排水計画図を添付しております。まず申請者においては、申請地の南側に実家がございます、家族8人で現在生活をされております。申請者の子供さんが3人とも大きくなり、実家での共同生活が手狭になり、今回個人住宅の建設による申請をされたものになります。居住の面積は約113㎡。駐車スペースが約30㎡。その他を含めて358㎡という計画となっております。給水については、地下ボーリングになります。雨水は敷地内に雨水枒を經由して、最終的には北側の町道の道路側溝に放流する計画となっております。生活雑排水と汚水は合併浄化槽を設置する計画です。処理後は北側の町道側溝に放流する計画となっております。事務局からは以上になります。

(議長) 続きまして、地元委員であります〇〇委員から報告をお願いいたします。

(〇〇委員) はい。7月29日に事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告いたします。申請地は街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域であるため、農地区分としては第3種農地になると思われま。申請地西側が農地と隣接していますが、申請者所有の農地であるため、問題はないものと思われま。個人住宅ということですが、周辺の土地利用の状況から転用許可申請は妥当なものと考えられま。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は10ページになります。中央の検討事項について、番号順にご説明をいたします。①番です。農地の区分と転用の目的になります。地元委員からもありましたように、街区に位置する第3種農地と判断できると思われま。

(事務局長) 目的については、個人住宅となっております。②番。資力及び信用についてになります。申請時に資金計画書と住宅ローンの融資の結果審査を確認しております。問題なく許可相当であると判断をしております。③番。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無についてになりますけれども、利用権等の解除は事務局の方で確認をしております。問題ないと判断をしております。④番になります。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてになります。申請添付資料において、事業計画書を提出いただいております。工事内容などを事務局で確認をしております。遅れることなく事業ができると判断をしております。⑤番。行政庁の許可・認可の処分の見込みについてになります。関係部署等で事前協議をされております。また、開発許可の申請準備についても確認をしております。許可後はスムーズに開発が行われると判断をしております。⑦番。計画面積等の妥当性について、先ほど配置図等で建築面積等の確認をしております。特に問題がないと、許可相当であると判断をしております。最後になります。⑨番になります。周辺の農地等に係る営農条件の支障になります。造成中は流出対策もされており、また地元区、改良区の排水同意、改良区からは意見書等も問題がないということで確認が出来ている状況です。被害等が生じた場合は、自己責任において対処するというのも事業計画書において確認をしております。問題がないと思われます。よって、総合的に判断をした結果、本許可申請については許可相当と思われます。事務局からは以上になります。

(議長) ただいま、地元委員と事務局から説明がありました。何かご意見ご質問はございませんでしょうか。… 無ければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。本案件は承認とさせていただきます。続きまして、申請番号2番の案件について事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料は5ページに戻っていただき、申請番号2番になります。所有権移転の案件となっております。所在は北甘木。農振地域外の田が1筆で面積については、1, 810㎡となっております。譲渡人と譲受人については、記載のとおりです。申請事由は建築条件付きの転用で分譲住宅6区画の申請となっております。11ページに申請地の位置図を添付しております。資料12ページをお開きください。土地利用造成計画・排水・給水計画平面図を添付しております。今回の申請に当たっては、嘉島町が人口増加をしているということ、それに伴う住宅の需要が高いということで、分譲住宅の計画をされるものになっております。給水計画については、地下ボーリングによる給水です。

(事務局長) 雨水は敷地内にある側溝を設置します。集水桝を経由して、北側に町道が通っております。この北側の町道側溝に放流する計画となっております。生活雑排水と汚水については、敷地内に新設の污水管を設置をされる計画となっております。設置後は、北側町道の公共下水道に接続放流する計画となっております。事務局からは以上になります。

(議長) 続きまして、地元委員であります△△委員から報告をお願いいたします。

(△△委員) はい。7月30日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は北甘木集落内にある10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。申請地は南側と西側が農地と隣接していますが、農地に隣接する外周境界沿いにブロック塀工事を行い、建築物は境界より1.5m離れて建築される計画であり、隣接する農地に支障は生じないと思われます。建築条件付売買予定地ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は13ページになります。検討事項に沿ってご説明を行います。まず、①番。農地区分と転用の目的になります。農地区分については、地元委員からありましたとおり第2種農地と判断をしております。目的については、建築条件付の売買予定地となっております。②番。資力及び信用についてになります。資金計画書を確認しております。また、金融機関の融資証明書を確認しております。許可相当と判断をしております。③番になります。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無についてになります。事務局にて利用権等の解除の確認をしております。問題がないと思われます。④番。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性になりますけれども、これについては都市計画課との協議を確認しております。許可後については、円滑に開発が行われると判断をしております。⑦番になります。計画面積等の妥当性についてになります。先ほど土地利用計画平面図でご説明したとおり、特に問題がないと思っております。また、建築基準についてもクリアできる計画であると判断をしております。最後⑨番になります。周辺の農地等に係る営農条件への支障になります。地元委員からの説明もありましたが、隣接する農地については、外周境界にブロック塀をされ農地に影響がないよう配慮されております。また、何らかの問題が生じた場合には転用者によって責任を持って対処するというを計画書で確認しております。問題がないと思われます。よって、総合的に判断した結果、本申請については許可相当と判断をしております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま、地元委員と事務局から説明がありました。何かご意見ご質問はございませんでしょうか。… 何も無ければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。本案件は承認とさせていただきます。続きまして、申請番号3番の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は5ページに戻ります。申請番号3番になります。所有権移転の案件となっております。所在は下六嘉地区。農振地域外の畑が2筆。面積は合計で69.86㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由については、個人住宅の木造2階建ての転用の申請となっております。資料14ページに申請地の位置図を添付しております。15ページをお開きください。配置図・上下雨水計画平面図を添付しております。申請者における土地の選定理由についてですが、学校等もあって周辺環境、立地状況も良いということで、個人住宅を計画されるものです。給水については、地下ボーリングになります。雨水については、敷地内に集水枥を設置して、それを經由して図面南側に町道側溝に接続放流される計画です。生活雑排水と汚水については、南側町道の公共下水道に接続をして放流する計画となっております。事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります〇〇委員から報告をお願いいたします。

(〇〇委員) 7月30日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、下六嘉集落内にある10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われ。申請地は以前、家が建っていた敷地内の一部で、現在は更地となっております。申請地に隣接する農地はありませんので、農地に支障は生じないと思われ。周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は16ページをお願いします。中央の検討事項についてご説明いたします。検討事項①番。農地区分と転用目的について、集落内にある10ヘクタールの未整備農地で2種農地と判断をしております。目的は個人住宅です。②番、資力及び信用についてになります。資金計画書を確認しております。また、融資の審査結果について、事務局で確認しております。許可相当であると判断をしております。続きまして、④番です。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてになります。事業計画書にて工事内容等を確認しております。また、遅れることなく住宅建築が実行されると事業計画を確認しております。問題はないと判断をしております。続きまして、⑤番。行政庁の許可、認可等の見込み。⑥番、農地以外の土地利用見込み。

(事務局長) また併せて⑦番、計画面積の妥当性についてをご説明いたします。本申請におきましては、関係部署と十分協議をされていることを事務局で確認をしております。また、先ほど配置計画平面図で説明したとおり、土地利用計画については特に問題がないと判断をしております。問題なく開発行為が行われると思われます。最後⑨番です。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無になります。これについては、地元委員からも説明がありましたとおり、周辺に農地がないため、問題がないと思われます。よって、総合的に判断した結果、本申請は許可相当と判断します。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま、地元委員と事務局から説明がありました。ご意見やご質問等はいかがでしょうか。…何も無ければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。本案件は承認とさせていただきます。続きまして、申請番号4番の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料の5ページに戻っていただきたいと思ひます。申請番号4番になります。所有権移転の案件です。所在は上仲間地区と下仲間地区。農振農用地内の田が22筆と畑が1筆の合計23筆になります。合計面積は12,311㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。申請事由については、農産物を取り扱う倉庫工場の転用案件となっております。17ページに申請位置図を添付しております。資料18ページをお開きください。配置図と排水計画平面図を添付しております。申請者の本社が鹿児島の方にあります。熊本市に営業所があります。熊本営業所は野菜の貯蔵を行っております。規模拡大の検討にあたって、熊本市の営業所では手狭ということもあり、今後の配送の計画の改善、見直しを含めて、県央にあたる嘉島町において、交通のアクセスが非常に良いということ、高速道路の利便性などで嘉島町を選定されております。熊本市の営業所は移転を含めた規模拡大。貯蔵と合わせて野菜のカット工場を新設して規模拡大の案件で今回の転用申請が上がっております。18ページが平面図になりますけれども、図面の右側東側になりますが、ここがフレッシュ青果で貯蔵庫になります。西側左側がカット工場のベジプロということで計画が上がっております。計画面積については、先ほどもご説明したとおり、12,311㎡となっております。野菜の貯蔵倉庫でありますフレッシュ青果の面積は1,640.69㎡。カット工場が1,042㎡の計画となっております。給水の方法は地下ボーリングによる給水になります。工場を新設されるということで地下水の利用については、野菜の洗浄等でも活用をされます。地下水の活用あたっては地下水保全条例が定められておりますので、条例にそった適正な水量を使用されることとなります。県と町に届出をされると思ひます。

- (事務局長) 生活雑排水と汚水については、各施設に合併浄化槽を設置する計画になっております。カット野菜の洗浄水については、特に有害物質が含まれないので、除菌処理した後は水路に放流する計画になっております。事務局からは以上でございます。
- (議長) それから、地元委員は上仲間下仲間になりますが、代表で◇◇委員から報告をお願いします。
- (◇◇委員) 7月29日に上仲間××委員と事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は下仲間と上仲間の境にあり、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地である第1種農地と思われまます。申請地周囲は水路と河川と道路に囲まれており、隣接する農地はありません。申請地外周に緑地を計画されており、北側の水路に隣接する農地までの幅は約5メートル。水路を合わせ十分に離れた位置に建築物を配置設置されるということで、日照、通風等の支障は生じないと思われまます。農産物貯蔵倉庫及び農産物加工工場ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられまます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。
- (議長) 続きまして、検討事項について事務局より説明をお願いいたします。
- (事務局長) はい。資料は19ページをお開きください。中央の検討事項に沿ってご説明をいたします。検討事項の①番。農地の区分と転用の目的については、地元委員からもご説明があったとおり、第1種農地と判断をしております。目的は農業用施設になります。今回、農業用関係施設による特別基準の適用に伴う転用の案件になります。続きまして、②番。資力及び信用について、資金計画書を確認しております。また、金融機関が発行する残高証明書を確認しております。許可相当と判断をしております。③番になります。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無について、事務局において権利等の解除を確認しております。特に問題はないと判断をしております。④番、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性になります。申請添付資料において、事業計画書にて工事の内容や工程等を確認しております。また、上仲間また下仲間地区、高田堰改良区から排水の同意も確認しております。高田堰改良区から承諾書などの確認しており、許可後は、遅れることなくスムーズに開発行為ができると判断をしております。続きまして、⑤番⑥番⑦番についてになります。まず、開発許可の申請は都市計画課と協議を確認しております。また、先ほど説明したとおり、配置図・排水計画についても特に問題がないと判断をしております。最後、⑨番になります。周辺農地に係る営農条件への支障になりますが、地元委員からもありましたとおり、申請地は河川等、道路に囲まれている場所になっております。

(事務局長) 周辺農地への影響において、日照・通風等も含めて支障がないと判断しております。万が一支障が出た場合には、申請者において責任をもって対処することを計画書にて確認しております。問題がないと判断しております。よって総合的に判断した結果、本申請は許可相当であると判断しております。事務局からは以上になります。

(議長) ただいま、地元委員と事務局から説明がありましたが、ご意見やご質問等はありませんでしょうか。

(議長) 何も無ければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。本案件は承認とさせていただきます。

○議案第12号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第12号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用の集積計画の承認申請が8件ございます。このうち、■■委員の案件が1件、◎◎委員の案件が3件ございます。先に■■委員の案件を審議いたします。■■委員の退室を求めます。

(■■委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。18条の案件についてご説明をいたします。資料は21ページになります。まず、■■委員の案件からご説明をいたします。申請番号2番です。貸借権設定の案件です。所在が下六嘉及び上島地区。農振農用地内の下六嘉、上島とも田が1筆ずつで合計の2筆。合計面積は3,388㎡です。貸付人と借受人は記載のとおりです。利用目的は田の貸借権の再設定です。借賃については、合計で67,760円。期間は令和3年9月1日から令和13年8月31日となっております。事務局の説明は以上になります。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。…何も無ければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。本案件は承認とさせていただきます。

■■委員の入室を許可します。

(■■委員入室)

■■委員の案件については、承認されましたので報告いたします。

(■■委員) お世話になりました。

(議長) 続きまして、◎◎委員の案件を審議いたします。◎◎委員の退室を求めます。

(◎◎委員退室)

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。◎◎委員の案件が3件ございます。申請番号3番、4番、5番になりますが、3番から順にご説明をいたします。資料は21ページになります。申請番号3番。貸借権の設定です。所在が下六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で面積は2,643㎡です。貸付人と借受人は記載のとおりです。目的は田の賃貸借権の新規設定となっております。借賃は合計で39,645円。期間は令和3年9月1日から令和8年8月31日となっております。続きまして、22ページになります。申請番号4番。貸借権の設定の案件です。所在が下六嘉地区。農振農用地内の田が6筆。合計面積は11,844㎡。貸付人と借受人は記載のとおりです。利用目的は田の賃貸借権の新規の設定となっております。借賃は合計で213,192円。期間については、令和3年9月1日から令和8年8月31日となっております。続きまして、資料23ページになります。申請番号5番。貸借権の設定です。所在は下六嘉地区。農振地域外の田が1筆です。面積は540㎡。貸付人と借受人は記載のとおりです。利用目的は田の賃貸借権の新規の設定となっております。借賃は合計で9,720円です。期間は令和3年9月1日から令和8年8月31日となっております。事務局からは以上になります。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。…何も無ければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

◎◎委員の入室を許可します。

(◎◎委員入室)

◎◎委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(◎◎委員) ありがとうございます。

(議長) それでは、残りの案件について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は20ページに戻っていただきたいと思います。申請番号1番になります。所有権移転の案件です。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が2筆で合計面積が3,404㎡。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。利用目的は田の売買になります。売買価格は合計で3,500,000円。移転の時期については、令和3年8月15日。引渡の時期については、令和3年10月10日となっております。続きまして、資料24ページになります。申請番号6番。貸借権の案件です。所在が上島地区。農振地域外の田が1筆で面積が281㎡。貸付人と借受人は記載のとおりです。目的については、田の使用貸借権による新規の設定となっております。借賃については0円。期間については、令和3年の10月1日から令和8年2月28日となっております。

- (事務局長) 続きまして、申請番号7番です。貸借権設定の案件です。所在が北甘木地区。農振農用地内の田が1筆。面積は1, 152㎡。貸付人と借受人は記載のとおりです。目的は田の使用貸借権の新規の設定となっております。借賃については0円で、期間については、令和3年10月1日から令和13年9月30日となっております。最後になります。資料は25ページになります。
- 申請番号8番。貸借権の案件です。所在は下六嘉地区と上六嘉地区。農振農用地内の田が2筆で合計面積は4, 741㎡。貸付人と借受人は記載のとおりです。目的は田の貸借権の新規の設定となっております。借賃は合計で71, 115円。期間については、令和3年10月1日から令和13年9月30日となっております。事務局からの説明は以上になります。
- (議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。… 何も無ければ承認でよろしいでしょうか。
- (委員) はい。(委員一同)
- (議長) ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

○議案第13号 令和3年度秋の農作業基準賃金の設定について

- (議長) 続きまして、議案第13号令和3年度秋の農作業基準賃金の設定について審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
- (事務局長) はい。資料は26ページ27ページになります。例年になりますけれども、令和3年度の秋の農作業基準賃金を設定するにあたって、委員の皆様のご意見をお願いいたします。27ページの左側に令和2年度秋の農作業基準を参考で載せております。令和3年度の作業基準賃金について、ご意見をお願いします。これについては、主に町民等から問い合わせがあったときのための目安になる賃金について公表するものです。ホームページ等で公表を行います。見直しが必要な何か賃金設定があれば、ご意見をお願いします。
- (議長) はい。ただいま事務局より説明がございましたが、令和3年度の基準賃金の設定について何かご意見をお願いいたします。これは、あくまでも基準で、生産組合や広域農場の賃金とは別のものとなります。
- ご意見ございませんか。なければ、昨年と同様でよろしいでしょうか。
- (委員) はい。(委員一同)
- (議長) わかりました。では、昨年同額ということになりますので、よろしく願いいたします。本日、提案されました案件は全て終了致しました。続きまして、その他となっております。事務局からありますか。
- (事務局長) はい。事務局からいくつかご報告等がございますので、説明いたします。まず、皆さんの手元に地図を配付していると思います。例年、11月に実施をしておりました耕作放棄地の調査について、

(事務局長) 今年から8月実施といたします。全国的に8月が耕作放棄地の調査期間となっております。嘉島町は時期をずらして、暑くない11月に調査をしておりましたが、郡内においても、この時期に実施されており、全国調査月にあわせ変更をいたしました。ご理解をお願いいたします。地図を配付しております。担当地区を確認していただき、9月10日の農業委員会、遅れた場合には10月の農業委員会までに事務局に提出をお願いします。

(議長) この前、県農業会議と話したのが、一番暑い時期になぜパトロールをしなければいけないのかという話が出ているらしいです。熱中症にもなるし、草も生えているような時期になんでって。もう少し時期を考えてもいいのでは。といったことが県にも声が届いておりますが、嘉島町は平坦で面積も少ないから恵まれていると思います。調査にご理解をお願いします。

(事務局長) 暑い時期ですがよろしく願いいたします。9月総会後の農地パトロールについては予定どおり実施いたします。9月10日は半日スケジュールを開けていただくようによろしく願いいたします。今回のパトロールにおいては、タブレットを利用していきます。

(事務局長) 次に、先月熊本農業最適化推進のモデル地区について、最終的には9月の農業委員会で決めていきたいと思っておりますけれども、現時点で皆さんからのご意見があればと思いますけれども、どうでしょうか。

(◇◇委員) いいですか。下仲間地区は他の事業で集積を交渉しましたが難しかったのでモデル地区は難しいと思います。

(事務局長) 広域農場や認定農家さんが連携して出来る箇所があればと思いますが、契約期間とかもありますので、難しいと思いますが。ご意見をお願いします。

(▽▽委員) 耕作者という考え方じゃなくて、広域農場という考え方をするならば集約はできるのかなど。ほとんどが広域農場に預けているわけだから。

(議長) 最終的には、耕作しているところは地権者さんに伺いを立てなければならいので、耕作者と地権者の両方が了解しないとなかなか出来ないと思いますが。

(・・・委員) すみません。補助とかはつくのですか。

(事務局長) 今回補助金等はなかったと思います。

(△△委員) 認定農家だけの耕作図面はないのでしょうか。

(事務局長) ないです。人・農地プランの地図化が出来ると思います。お示しできると思いますが現状ありません。難しいとは思いますが、来月皆さんのご意見を聞きながら決めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。続きまして、ご報告になります。先だって、5条の転用の下六嘉の資材置場の拡張の件ですけれども、県から正式に取り下げの書類が届きましたので、ご報告しておきます。それから、7月30日の全国農業新聞で・・・委員の奥様が紹介されておりましたので、ご報告しておきます。

(事務局長) 転作確認についてになります。来週の月曜日から始まりますので、また委員の皆様にはよろしくお願ひしたいと思っております。あと、町からのお願いになりますけれども、マイナンバーカードの発行についてです。現在国が力を入れていて各行政にマイナンバーカードの発行について取り組み強化の通達が来ております。農業委員の皆様についてもできる限り、マイナンバーの申請の手続きをお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。事務局からは以上になります。

(議長) 委員の皆様から何かございませんでしょうか。なければ、次回の農業委員会は9月の10日の金曜日9時半からです。これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和3年8月10日

会長	下	田	司
委員	友	田	廣
委員	岩	永	俊夫